

# 環境保全協定書

半 田 市  
○ ○ ○ ○

# 環 境 保 全 協 定 書

半田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地域住民の健康を保持し、快適かつ良好な生活環境を保全するとともに、より良い生活環境の創造を図るため、乙が半田市内で行う事業活動に関し、次のとおり協定を締結する。

## （基本的事項）

第1条 乙は、環境の保全について社会的責務を有することを自覚し、事業活動にあたっては、積極的に公害の防止、地球温暖化の防止及び環境の美化等を図り、誠意を持ってこの協定を履行しなければならない。

- 2 乙は、環境関係法令等を遵守するものとする。
- 3 乙は、環境負荷の低減等総合的な環境保全対策を推進するものとする。
- 4 乙は、甲が行う環境保全施策に積極的に協力するものとする。

## （環境保全計画）

第2条 乙は、環境の保全上の支障を防止するため、甲と協議のうえ、環境保全計画を定め、施設の維持管理等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 環境保全計画は、必要に応じて甲と乙が協議のうえ改定できるものとし、甲又は乙が必要と認めたときは、乙はその都度、環境保全計画を甲に提出するものとする。

## （環境保全組織の充実）

第3条 乙は、環境保全対策を積極的に実施するため、環境保全組織の設置及びその充実に努めるものとする。

## （施設の増設と変更等）

第4条 乙は、事業所において公害関連施設の増設及び変更若しくは製造品目等を変更する場合は、あらかじめこれを書面にして甲に提出し、その承認を得るものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- 2 乙は、各種の公害防止に関する技術及び施設等の積極的な導入に努めるものとする。

## （廃棄物の処理）

第5条 乙は、事業活動に伴い発生する廃棄物について、自らの責任において適正に処理するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に努めるものとする。
- 3 乙は、環境保全計画に定めた産業廃棄物の処理状況について、同計画に定めた時期に甲へ報告するものとする。

## （地球環境保全の推進）

第6条 乙は、その事業活動において、地球温暖化の要因となる温室効果ガス排出量の削減及び生物多様性の保全に配慮するよう努めるものとする。

(報告及び立入検査)

第7条 甲は、環境の保全上必要と認めるときは、乙に対して報告を求めるとともに、施設の様態等を検査するため、甲の職員が施設に立ち入ることができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

2 甲は、前項の調査により知り得た業務上の秘密事項について、他に漏らしてはならない。

3 乙は、環境保全計画に定めた環境測定の結果等について、同計画に定めた時期に甲へ報告するものとする。

(事故時の措置)

第8条 乙は、その事業活動により公害に関する事故があったときは、応急の措置を講じ、直ちに甲に通報しなければならない。

2 前項に規定する事故が発生した場合において、周辺住民の健康若しくは生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるとき、甲は乙に対し、事故の拡大又は再発防止のため、必要な措置を命ずることができる。

(違背時の措置)

第9条 甲は、乙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、操業の全部若しくは一部の一時停止を命令し、若しくは勧告し、又は必要な指示（以下「命令等」という。）を行うことができる。

2 甲は、乙が命令等に従わないときは、乙に代わって必要な措置を行うことができることとし、その費用は乙の負担とする。

(損害の補償及び苦情への対応)

第10条 乙は、事業所から発生した公害等により地域住民に損害を与えたときは、直ちにその原因の除去に努めるとともに、その損害に対し責任を持って補償するものとする。

2 乙は、事業活動に伴い、環境の保全に関して市民から苦情があった場合は、適切に対応するものとする。

(従業員への教育)

第11条 乙は、従業員に対し、生活環境の保全に関する教育を計画的に実施し、その意識の高揚に努めるものとする。

(情報公開の推進)

第12条 乙は、周辺住民に対し、環境に関する情報の共有及び相互理解の促進に努めるものとする。

2 乙は、環境測定結果の公表及び事業所の公開等、広く情報公開に努めるものとする。

(緑化及び環境の美化)

第13条 乙は、事業所内の緑化を推進するとともに、常に環境の美化に努め、自然景観との調和を図るよう努めるものとする。

(地域環境保全活動への取組み)

- 第14条 乙は、地域住民が推進する環境保全の取組みに協力するよう努めるものとする。
- 2 乙は、地域社会の一員として自主的及び主体的に、良好な地域環境の保全及び創出活動に取り組むよう努めるものとする。
- 3 甲は、前項の取組みに対し、可能な限り支援するものとする。

(関連事業所との協力体制の確保)

- 第15条 乙は、関連事業所と協力して、事業所内において作業を行う者に係る公害及び事故の発生防止に取り組むとともに、積極的に指導監督するよう努めるものとする。
- 2 乙は、前項による公害問題が生じたときは、乙が窓口となり責任を持ってその処理にあたるものとする。

(市の支援)

- 第16条 甲は、乙に対し、環境に関する情報の提供及び環境保全活動の奨励をするなど、乙の環境保全活動を支援するものとする。

(承継にかかる措置)

- 第17条 乙は、事業又は施設の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は貸付けしようとするときは、必要に応じて、この協定上の地位を当該第三者に承継させるよう努めるものとする。

(その他)

- 第18条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

昭和(平成) 年 月 日に締結した「公害防止協定書」は平成 年 月 日付けで本協定書に改定するものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙